

議案第16号

日野町道路占用料徴収条例の一部改正について

日野町道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山 享弘

日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日野町道路占用料徴収条例(平成元年日野町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
略			略		
道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物 件	略	略	道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物 件	略	略
幕(第7条第4号に 掲げる工事用施設 であるものを除 く)	略	略	幕(第7条第2号に 掲げる工事用施設 であるものを除 く)	略	略
略	略	略	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平 方メートルに つき1年	950円			
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.025を 乗じて得た 額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平 方メートルに つき1月	略	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		

令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設				令第7条第4号に掲げる仮設建築物 及び同条第5号に掲げる施設			
令第7条第9号 に掲げる施設	略	占有面積1平 方メートルに つき1年	略	令第7条第6号 に掲げる施設	略	占有面積1平 方メートルに つき1年	略
令第7条第11 号に掲げる応 急仮設建築物				令第7条第8号 に掲げる応急 仮設建築物			
令第7条第12号に掲げる器具				令第7条第9号に掲げる器具			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。